

○ 学校法人二松学舎奨学基金運用細則

(昭和63年2月25日制定)

学校法人二松学舎奨学基金運用規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、及びこれを実施するため細則を次のように定める。

目次

- 第1章 特待生・準特待生に対する奨学金（第1条～第3条）
- 第2章 奨学生・外国人特別奨学生・交換留学生に対する奨学金（第3条～第10条）
- 第3章 被災特別奨学生に対する奨学金（第11条・第12条）

附則

第1章 特待生・準特待生に対する奨学金

(大学の特待生・準特待生)

第1条 大学の特待生・準特待生は、二松学舎大学学則（以下「学則」という。）第40条第1項に規定する卒業証書・学位記を授与される者の中から選考するものとする。ただし、規程第5条の規定により、二松学舎サービス株式会社奨学金の給付対象者を除くものとする。

(大学の特待生・準特待生審査会)

第1条の2 学長は、大学の特待生・準特待生を推薦しようとするときは、学則第8条に規定する教授会、及び副学長、文学部長、国際政治経済学部長、学務局長、教学事務部長及び学生支援課長を構成員とする大学の特待生・準特待生審査会の議を経て行うものとする。

(大学の特待生・準特待生の選考基準)

第1条の3 大学の特待生は、学則第1条の2に規定する各学部において学則第36条第2項に規定する通算GPAが最高位の者（ただし、学則第12条及び第43条に定める修業年限を超える者及び休学者を除く。）とし、同率の者があるときは履修単位数若しくは上位成績を修めた科目数を勘案してそれぞれ1名を選考するものとする。

2 大学の準特待生は、学則第1条の2に規定する各学科において学則第36条第2項に規定する通算GPAが高位の者（ただし、学則第12条及び第43条に定める修業年限を超える者及び休学者を除く。）から順に選考するものとし、同率の者があるときは履修単位数若しくは上位成績を修めた科目数を勘案してそれぞれ文学部国文学科4名、文学部国際日本・中国学科2名、文学部都市文化デザイン学科1名、文学部歴史文化学科1名、国際政治経済学部国際政治経済学科2名、国際政治経済学部国際経営学科1名を選考するものとする。ただし、特待生は選考から除き、特待生が在籍する学

科については選考対象について、各1名減じることとする。

(高校生、中学生の特待生・準特待生)

第2条 高校生の特待生・準特待生について、学校長は、毎年、次の時期に選考を行うものとする。

第1学年 入学試験合否判定会議時

第2・3学年 進級判定会議時

2 選考は、次の基準によるものとする。

生活態度、学習態度及び出席状況に問題が無いと認められ、かつ、学習成績が最上位又はこれに準ずる者とする。ただし、第1学年については、入学試験において特に優秀な成績を収めた者とする。

3 学校長は第1項の選考終了後、規程第4条第2項の推薦書を理事長に提出し、決裁を受けるものとする。
(授受方法)

第3条 奨学金の給付については、理事長による決裁後、学長又は学校長が本人及び保護者に文書を交付することによって、授業料相当額を給付したものとし、各期の授業料の徴収は行わないものとする。奨学金給付の決定前に納入された授業料については、授業料相当額を給付することを以って返金する。

第2章 奨学生・外国人特別奨学生・

交換留学生に対する奨学金

(奨学生の奨学金給付申請手続)

第4条 大学生で奨学生として奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付願書に所得証明書等必要書類を添え、学生支援課へ申請しなければならない。

2 申請できる者は次のいずれかに該当する学生とする。

(1) 主たる家計支持者が給与所得者の場合、源泉徴収票の支払金額が841万円以下

(2) 主たる家計支持者が給与所得者以外の場合、確定申告書等の所得金額が355万円以下

(奨学生の決定)

第5条 奨学生の採用は、前条により申請のあった者について審査会で選考し、学長が推薦書を理事長に提出し決裁を受けるものとする。

2 奨学生に決定したときは、その旨申請者に通知するものとする。

(奨学生への奨学金の給付方法)

第6条 奨学生への奨学金の給付は、銀行振り込みで行う。

(奨学生の取り消し)

第7条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学生を取り消し、奨学金の返還を命じることがある。

(1) 学業成績が不良につき、成業の見込みがないとき

(2) 学生の本分にもとる行為のあったとき

(3) 傷病等で休学するとき
(奨学生の審査)

第8条 奨学生の審査は、家計の状況及び前年度の学業成績をもって行う。成績の審査基準は、その属する学年の平均水準以上とする。

(奨学金の未納額への充当)

第9条 奨学金を給付する際に授業料が未納となっている者については、当該奨学金を未納授業料に充当するものとする。

(外国人特別奨学生)

第10条 外国人特別奨学生(給付)の取り扱いについては、奨学生に関する規定を準用する。ただし、支給方法については毎月銀行振り込みで行う。

(交換留学生の奨学金)

第11条 規程第13条の2の規定による交換留学生の奨学金支給基準及び手続き等は、次のとおりとする。

- (1) 交換留学生の奨学金は、緊急時の対応として扱う。
- (2) 奨学金は、貸与を原則とし、国際交流委員会が特に必要と認めた場合に限り給付とすることができる。
- (3) 貸与又は給付する期間は、留学受け入れ中の一定期間とする。
- (4) 奨学金の貸与又は給付を希望するものは、奨学金願書、奨学金を必要とする理由書又は家計急変等を証明する書類など指定された書類を提出しなければならない。
- (5) 貸与奨学金は、無利息とする。
- (6) 誓約書・借用書の提出、返還期間・返還方法等は、学校法人二松学舎貸与奨学金規程に準ずるものとする。

第3章 被災特別奨学生に対する奨学金

(被災特別奨学生)

第12条 大規模災害等が発生し、学生・生徒又は主たる家計支持者が被災した場合に、常任理事会の決議により、被災特別奨学生を設けることができる。

2 給付金額、手続き等は、別に定める。

(手続き)

第13条 奨学金を受けようとする者は、在籍する学校に申請しなければならない。

2 申請を受けた学校は、審査会での審査を経て、各学校長が理事長に奨学生の推薦をし、理事長が奨学生を決定する。

(改 廃)

第14条 本細則の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この細則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 昭和63年度については、第2条及び第3条、並びに第11条及び第12条の規定にかかわらず、4月に公募し6月末日までに申請書を提出するものとする。

附 則 (平成3年3月14日)

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年1月18日)

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月23日)

この細則は、平成10年6月23日から施行する。

附 則 (平成21年3月17日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月12日)

この細則は、平成24年1月12日から施行する。

附 則 (平成24年4月17日)

この細則は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年9月25日)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月22日)

この細則は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年7月27日)

この細則は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年12月22日)

この細則は、平成27年12月22日から施行する。

附 則 (平成31年1月29日)

この細則は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2020年10月20日)

1 この細則は、2020年4月1日から適用する。

2 本細則第4条に規定する主たる家計支持者の収入金額については、経済的支援に関連する公的な制度における家計支持者の定義及び当該家計支持者の収入金額の基準額等が改定された場合は、第4条の規定にかかわらず、同公的な制度において改定された後の定義に基づく家計支持者及び収入金額の基準額等を適用するものとする。

附 則 (2024年7月16日)

この細則は、2025年4月1日から施行する。

附 則 (2025年2月18日)

この細則は、2025年4月1日から施行する。